

岩手県消費者施策推進計画について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ア 岩手県消費生活条例を具体的に展開するための行動計画
- イ 「いわて県民計画」(平成 21 年度～平成 30 年度)の一分野である「消費者施策の推進」の具体的な事業実施計画
- ウ 消費者教育推進法(平成 24 年 12 月施行)及び消費者教育基本方針(平成 25 年 6 月閣議決定)を踏まえ、本県の「消費者教育推進計画」としての性格を有する計画

(2) 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

(3) 事業の検証

計画 3 年目(平成 29 年度)に事業及び指標の見直しを行う。

2 成果の検証

(1) 事業の評価

- ・ 対象は 28 事業(指標)。平成 27 年度及び 28 年度における対象事業の評価は、A 評価(目標達成率が 100%以上)は 25 事業、B 評価(目標達成率が 80%以上)は 3 事業となり概ね評価は良好となっている。
- ・ 県の施策に関する県民意識調査においても、政策の一つである「安心して心豊かに暮らせるいわて」の実現に向けた「消費者トラブルへの適切な相談や支援」の取組は、重要度及び満足度において、県平均並みで推移している。
- ・ 平成 27 年度及び 28 年度に開催した消費生活審議会において、個々の事業に係る意見等はあったものの、計画に対する評価について、特段の意見はだされていない。

取組に対する評価 ※県平均は括弧書き

	重要度	満足度
H27	4.5 (4.3)	2.9 (2.8)
H28	4.4 (4.3)	2.9 (2.8)

(県の施策に関する県民意識調査結果報告書から)

【参考】消費生活相談件数 (単位:件)

	H27	H28	前年比
県民生活センター	3,023	2,804	-7.2%
市町村	7,447	6,928	-7.0%
計	10,470	9,732	-7.0%

(2) 事業の方向性

- ・ 国の消費者基本計画は、本県と同様、平成 27 年度から平成 31 年度までの期間であるが、計画の内容について、特段の見直し等はなされておらず、政策の基本的な方針に変わりはない。
- ・ 計画を推進する関係各室課(16 室課)及び県民生活センターにおいては、現在の計画に沿って継続して事業を行う。

3 計画の取扱い

検証の結果、現在の施策の方向性を維持することが妥当と考えられることから、現在の計画内容を継続して事業を実施する。